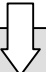


平成 19 年度税制改正要望事項 改正内容

資料 1-2-1-3

【海運税制】

項目	現行制度	要望内容	財務省（総務省） 整理案	最終結果
1. トン数標準税制の導入	(現在は制度無し)	トン数標準税制 の導入	—	20 年度税制改正検討事項  
<p>平成 19 年度税制改正大綱 平成 18 年 12 月 14 日 自由民主党</p> <p>【検討事項】 外航海運業者の日本籍船に係るみなし利益課税（いわゆるトン数標準税制）については、非常時における対応を含む安定的な国際海上輸送を確保するために外航海運が果たすべき役割及び当該政策目的を達成するための規制等を明確にする法律が平成 20 年の通常国会において整備されることを前提として、平成 20 年度税制改正において具体的に検討する。</p>				
2. 船舶等の特別償却制度 の延長・恒久化	償却率： ・外航環境低負荷船（3000G/T 以上） 特償率 18/100 ・内航環境低負荷船（300G/T 以上） 特償率 16/100	延長に併せ恒久化 （適用期限：平成 21 年 3 月末）	○ 対象を日本籍 船に限定	一部見直しの上 2 年間 延長 対象を現行の環境低負荷低減型船舶 としての設備要件に一部付加（対象 が外航船舶、内航船舶は現行通り）。
3. 船舶に係る固定資産税 の廃止	・課税標準： (1)内航船 価格の 1/2 (2)外航船 価格の 1/6 (3)外国貿易船(外貿実績 50%超) 価格の 1/10 (4)外国貿易船のうち国際船舶 価格の 1/15	船舶（償却資産）に対する固 定資産税の廃止	—	現行内容で、5 年間延長
4. スーパー中枢港湾の特 定国際コンテナ埠頭に おいて整備される荷さ ばき施設等に対する 固定資産税・都市計画税 の軽減措置	課税標準：価格の 1/2	延長 （適用期限： 平成 21 年 3 月末）	—	現行内容で、2 年間延長

平成 19 年度税制改正要望事項 改正内容

資料 1-2-1-3

【その他財務省より整理案の出た海運関係税制】

項目	現行制度	要望内容	財務省（総務省） 整理案	最終結果
○ 船舶の 特別修繕準備金制度	5 年毎の定期修繕（法定）に係る費用の 3/4 を、準備金として各年度に積立	_____	○特別修繕に要する金額の見直し  修繕費用の 3/4→1/2	現行内容で存続

【一般企業税制】

項目	現行制度	要望内容	財務省（総務省） 整理案	最終結果
○ 償却制度の改善	(1) 税法上の償却可能額は取得価額の 95%  (2) 耐用年数：油槽船 13 年、薬品槽船 10 年、その他 15 年	(1) 税法上 100%償却を可能とすること  (2) 船舶の耐用年数を短縮（税法上の償却と会計上の償却を分離させることを条件とする）	_____	償却可能限度額（95%）の撤廃。  ○ 既存の資産： 償却可能限度額（5%）に到達後 5 年間で均等償却。 ○ 新規取得資産： 残存割合（10%）を廃止し、備忘価額 1 円まで償却できるようカーブ（償却率）の見直し（250%定率法の導入）。 ○ 固定資産税の償却資産： 資産課税として、現行の評価方法を維持。